

六・「寛文二年（一六六二）二童子付き庚申塔」は  
「二猿付き庚申塔」である可能性が高い

秦野 秀明

はじめに

旧・武蔵国埼玉郡別府村（現・越谷市東町）金剛寺<sup>(1)</sup>の参道脇にある「寛文二年（一六六二）二童子付き庚申塔」は、昭和四十四年発行の『越谷市金石資料集』<sup>(2)</sup>、平成二十七年二月発行の『大相模地区 旧南百・四条・千足村石仏 平成二十七年二月改訂』<sup>(3)</sup>以下『石仏』と記載<sup>(3)</sup>の両資料において「二童子付き」の庚申塔として説明されている。

また、『石仏』<sup>(3)</sup>では以下のような説明も記載されている。

「二童子が刻まれているのはとても珍しい。

青面金剛の姿は「陀羅尼集経」で説かれているが、その中で青面金剛の両脇には童子が一人ずついるとされている。

この「陀羅尼集経」に影響されて二童子が描かれたのであろう」

『石仏』<sup>(3)</sup>で紹介されている「青面金剛」の「儀軌」である「陀羅尼集経（だらにじつきょう）」の出典を正確に示せば、「大青面金剛呪法」『仏説陀羅尼集経・巻第九・金剛部下』<sup>(4)</sup>であり、「二童子」に関する部分は以下のように記載されている。

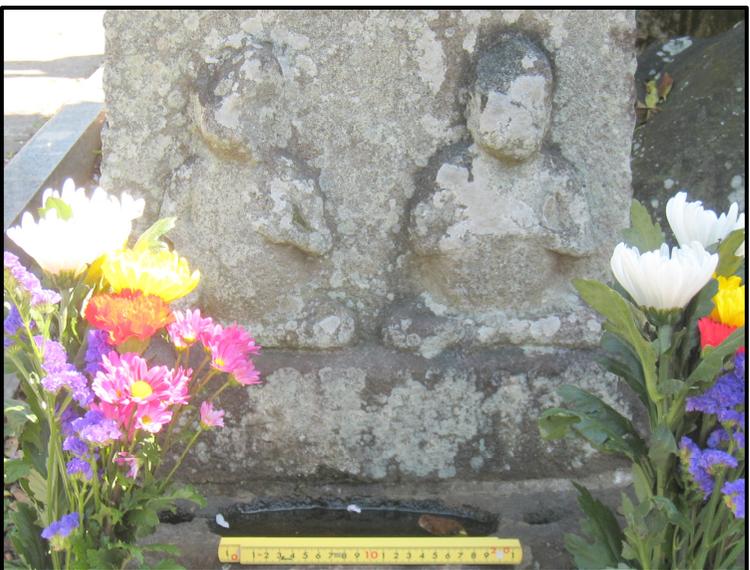
「其像左右兩邊各當作一青衣童子髮髻兩角手執香鑪」

以上の前提で、「寛文二年（一六六二）二童子付き庚申塔」を考察した上で、果たして「二童子」として説明されてきた対象物が妥当であるか否かの検証を試みる。



↑ 写真1 A

↓ 写真1 B



## 二・「二童子」付き庚申塔

「儀軌」で規定された「二童子」は前記のように、

- ① 衣服は「青い衣」を着る
  - ② 髪型は「両角（総角（あげまき）？）」「で」「髻（みずら）」
  - ③ 手には「香鑪（柄香炉）」を執る
- 造形である。

江戸時代前期の寛文年間（一六六一〜七二）には存在していた「四天王寺のお札」、「金輪院の掛軸」、「大津絵」などで描かれる「二童子」は、管見の限り「儀軌」の規定に忠実である。

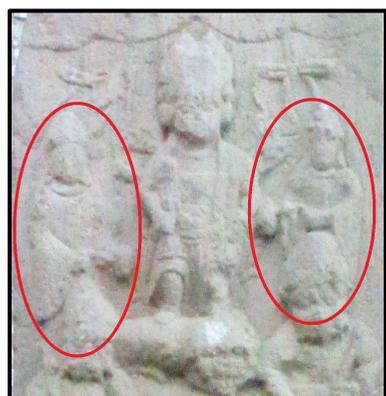
大畠 洋一氏の「青面金剛進化論 通説」<sup>(5)</sup>によれば、これらの「四天王寺のお札」、「金輪院の掛軸」、「大津絵」などで描かれる「青面金剛」や「二童子」などをモデルとして、寛文元年（一六六一）から寛文四年（一六六四）にかけて、江戸近郊に「4基」の「青面金剛像庚申塔」が造立されたと推定されている。

その「4基」で表現された「二童子」の姿は、石仏としての制約がある①の「青い衣」の「青色」以外、①②③の全てが、「儀軌」の規定に忠実である。

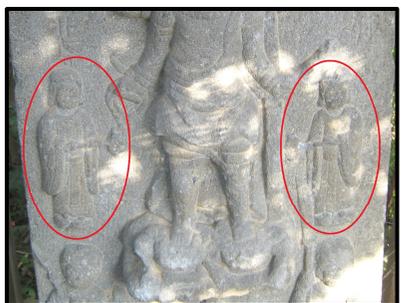
以上のような寛文年間（一六六一〜七二）における江戸近郊の様相を基に、「寛文二年（一六六二）二童子付き庚申塔」の「二童子」を改めて観察すると、

- ① 衣服を着ているようには見えない
- ② 髪型に相当する表現には見えない
- ③ 手には「香鑪（柄香炉）」を執るようには見えない

造形であり、下腹の出た体型は「童子」には見えず、「儀軌」では「二童子」の「姿勢」は規定されていないが、管見の限り「立ち姿」でない「胡坐をかいた」姿勢は、この「寛文二年（一六六二）二童子付き庚申塔」以外に存在しないと推定される。



↑  
写真2 A (上段)  
写真2 B (下段)



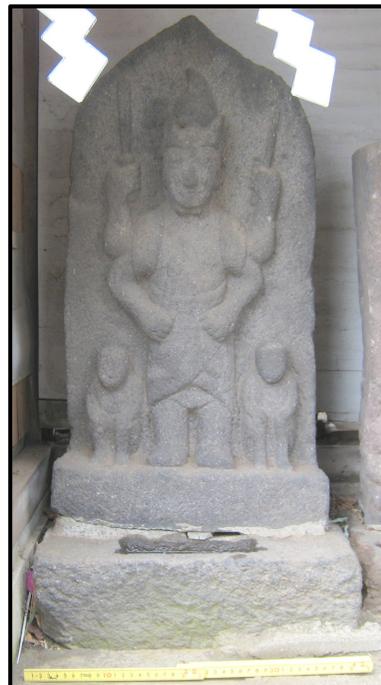
↑  
写真3 A (上段)  
写真3 B (下段)

### 三・「二猿」付き庚申塔

松村 雄介氏の定義<sup>(6)</sup>による「大曲型青面金剛像庚申塔」7基は、承応二年（一六五三）から明暦四年（一六五八）（1基の造立時期は不明）にかけて造立され、その全てが「二猿」付きである。



↑  
写真4A(上段)  
写真4B(下段)



↑  
写真5A(上段)  
写真5B(下段)

また、日光市教育委員会の定義<sup>(7)</sup>による「日光型庚申塔」は、天和二年（一六八二）以前の江戸時代前期に造立され、その全てが「二猿」付きである。

これらの「大曲型青面金剛像庚申塔」や「日光型庚申塔」に見られるように、寛文年間（一六六一〜七二）前後の関東における「庚申塔」においては、表現される「猿」の「数」が、後の時期の標準となる「三猿」だけではなく、「二猿」の場合もあったことが判明する。

特に、福井 猷貞著『越ヶ谷瓜の蔓』<sup>(8)</sup>に記載された「往古奥州道」の経路付近に存在する旧・武蔵国埼玉郡別府村（現・越谷市東町）金剛寺<sup>(1)</sup>の「寛文二年（一六六二）二童子付き庚申塔」は、現・栃木県日光市に存在する「日光型庚申塔」との関係性が大きい注目される。

←写真6A

←写真6B



## 結びにかえて

寛文年間（一六六一〜七二）及びそれ以前の江戸近郊を含む関東における「庚申塔」の状況を鑑み、加えて「儀軌」で規定された「二童子」を基に考察した結果、「寛文二年（一六六二）二童子付き庚申塔」で表現される対象物は、「二童子」ではなく「二猿」であると解釈することが、最も妥当であると推定した。

つまり、「寛文二年（一六六二）二童子付き庚申塔」ではなく、「寛文二年（一六六二）二猿付き庚申塔」である可能性が高いと推定した。

尚、石造物の「正面」上部には梵字の「バク」が刻まれており、主尊が「釈迦如来」の庚申塔でもある。

## 追記（重要）

「本論」は筆者が、令和五年（二〇二三）四月十一日に、NPO法人越谷市郷土研究会のホームページへ掲載し発表した「試論」の「改訂版」である。

その後、「試論」での考察結果を査読して頂く目的で、「日本石仏協会」へご連絡を致した結果、個人的な見解との限定の上で、「日本石仏協会」副会長の門間 勇氏よりご指導を頂戴致した。

「本論」への掲載のご許可を含めて、この場を借りて門間 勇氏へ感謝の意を述べさせていただきます。

以下は、門間氏の見解の要旨である。

① 令和三年（二〇二一）年七月二十日の現地調査時に、「二童子」付きではなく、「二猿」付きと認識していた。

② ただし、「二童子」であることへの「完全否定」ではない。

その「根拠」として、

A・「二童子」でないことへの「証明」が出来ない。

B・「二猿」であることへの「証明」も出来ない。

③ しかしながら、「二童子」である「可能性」はかなり低い。

その「根拠」として、

A・「青面金剛像」以外での「二童子」付きの「存在例」がない。

つまり、「単独（「青面金剛像」なし）」での「二童子」の「存在例」がない。

B・「衣服を着用」しない「二童子」の「存在例」がない。

しかしながら、「香爐（柄香炉）」を執らない「二童子」は「存在」し、

髪型が「髻（みずら）」でない「二童子」も「存在」する。

④ 中山 正義（二九九九）『庚申塔資料集成 一』では、「二猿」と認識している。

多田 昭氏（二〇一八）『埼玉県の庚申塔 第二稿』でも、「二猿」と認識している。

## 注

（1）真言宗豊山派・稻荷山金剛寺（埼玉県越谷市東町3丁目354）

（2）越谷市史編さん室編（一九六九）『越谷市金石資料集』越谷市史編さん室 p.159

- (3) 加藤 幸一 (二〇一五)  
『大相模地区 旧南百・四条・千疋村石仏 平成二十七年二月改訂』  
(越谷市立図書館蔵) p.23  
[正面]

専右エ門  
三左エ門  
寛文二寅年 (童子) □左エ門  
施主 □兵衛  
敬白 仁□□  
十月十五日 (童子) □八右門  
兵三良  
三良衛門  
小右門



↑ 梵字バク

- (4) 「大青面金剛呪法」『陀羅尼集経・第九』  
[SAT 大正新脩大藏経テキストデータベース 2018 版 (SAT 2018)]  
<https://21dzk.1.u-tokyo.ac.jp/SAT2018/master30.php>  
(5) 大島 洋一 「青面金剛進化論 通説」  
<http://home.catv-yokohama.ne.jp/66/tok53/sekibutu/SekiRon2010/syoumen/syoumen01.htm>  
(6) 石川 博司 (一九八五) 『石仏研究ハンドブック』雄山閣出版 pp.142-145  
(7) 還源山浄光寺 (栃木県日光市匠町7の17) 門前の東北東に設置された  
「日光市教育委員会」による「日光市指定有形文化財(建造物)」である  
「日光型庚申塔・庚申灯籠」(員数・五基)の「説明板」の要旨  
(8) 福井 猷貞 『越ヶ谷瓜の蔓』(一九七二)『越谷市史 第四卷 史料二』  
越谷市役所 p.45, 76

## 添付写真

- ◎写真1A (移転前)  
「寛文二年(一六六二) 庚申塔」(二童子or一猿付き)  
撮影 (二〇〇八年六月二十八日)  
◎写真1B (移転後)  
「寛文二年(一六六二) 庚申塔」(二童子or一猿付き)  
撮影 (二〇二一年四月七日)  
◎写真2A・写真2B  
埼玉県所沢市東町「庚申堂」  
「寛文三年(一六六三) 青面金剛像庚申塔」(二童子付き)  
撮影 (二〇二一年十月二日) (一猿付き)

◎写真3A・写真3B

埼玉県さいたま市南区広ヶ谷戸

「寛文四年（一六六四）青面金剛像庚申塔」（二童子付き）

撮影（二〇二一年十月四日）

（二猿付き）

◎写真4A・写真4B

神奈川県茅ヶ崎市行谷「金山神社」

「承応四年（一六五五）青面金剛像庚申塔」（二猿付き）

撮影（二〇一九年三月二十四日）

◎写真5A・写真5B

神奈川県茅ヶ崎市十間坂「神明宮」

「明暦四年（一六五八）青面金剛像庚申塔」（二猿付き）

撮影（二〇一四年二月十二日）

◎写真6A・写真6B

栃木県日光市山内「四本龍寺」

「承応二年（一六五三）庚申塔」（二猿付き）

撮影（二〇二三年五月二十五日）

埼玉県越谷市東町「金剛院」

「寛文二年（一六六二）二童子付き庚申塔」

※「二童子」ではなく

「二猿」付きの可能性が高い

撮影：二〇二二年四月七日 ←

奈良県大和郡山市小泉町「金輪院」

「掛軸」における「二童子」

※ご住職のご厚意により

特別のご許可を得て撮影・公開

撮影：二〇一四年五月三日 ←

